

7/1(水)から
受付開始

住み慣れた家をより快適にするために

住宅の改修に最大20万円を助成

市は、市民の皆さんが自宅の改修や修繕などを行う場合に最大20万円を助成します。工事を行うときは市内の業者を利用してください。

今回号では、本紙4月1日号で掲載した助成の詳細についてお知らせします。問い合わせは、建築住宅課（☎321・1266）へ。



改修前



改修後

これからも住み続けたい家になりました



富岡 洋さん（左）・晴代さん（八幡町）

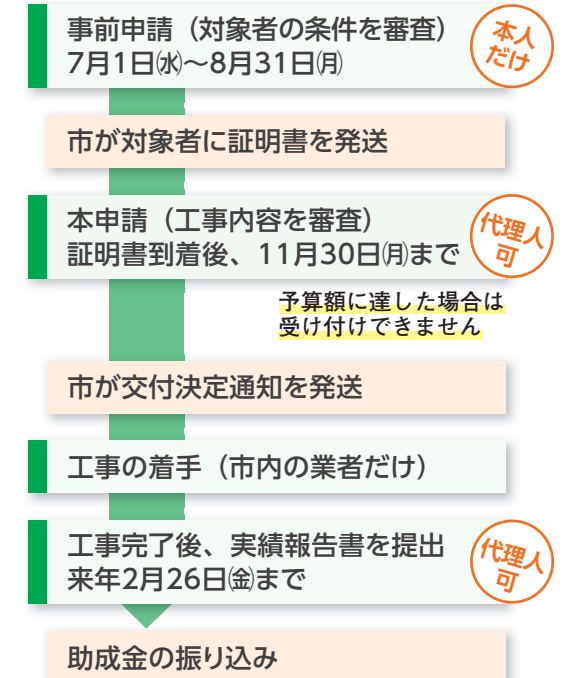
築約20年の我が家。壁の汚れなどをきれいにしたいと思っていた時、広報高崎でこの助成を知りました。軒の裏側と外壁を塗り直してもらい、家が見違えるほどきれいになってとてもうれしいです。子どもや孫、近所の人からも明るくなったねと好評です。

事前申請

1回目の申請（事前申請）は、7月1日～8月31日です。市役所9階建築住宅課が各支所建設課（倉洲支所は農林建設課）にある「住環境改善助成事業に関する証明交付申請書」に記入し同課へ。申請書は、市ホームページからダウンロードもできます。工事を発注する本人が手続きをしてください。申請には印鑑が必要です。審査後、対象となった人に「証明書」を送ります。**本申請** 証明書が届いたら、2回目の申請（本申請）を11月30日までに行ってください。証明書は申請書に添付。審査後、交

住環境改善助成事業の対象工事は、市内の業者が施工する住宅本体の改修・修繕・模様替えなどで、20万円以上の費用がかかる（消費税を含む）ものです。助成を受けるには、工事に着手する前に2回の申請が必要です。

申請の手順



付決定通知」を送ります。必ず通知を受けた後で工事に着手してください。

●対象II市内に住宅を所有し、そこに住んでいる本人か同一世帯の人で、次の①～③の全てに当てはまる人①前年の所得が400万円を超える人が世帯にいない②市税の滞納がない③過去にこの助成を受けていない ●対象の住宅II対象となる本人が住んでいる一般住宅（マンションなどの集合住宅は個人専有部分）

●助成額II工事経費の30%（限度額20万円）

*申請の受付初日は、例年混み合います。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、事前に申請書を記入するなどご協力ください

○対象となる工事例	×対象とならない工事例
●外壁や屋根の塗装などの外装工事	●別棟の車庫や物置などの工事
●浴室やキッチンなどの水回りの改修工事	●門扉やブロック塀などの外構工事
●壁紙の張り替えなどの内装工事	●エアコンや給湯器、便器などの製品単体の購入
●障子や襖などの建具や畳の取り換え	●防虫や消毒、ハウスクリーニング

耐震・バリアフリー・省エネ改修が対象 住宅の改修で固定資産税が減額になります



耐震・バリアフリー・省エネ改修工事を行った住宅は、一定の要件を満たしている場合、固定資産税が減額されます（下表参照）。ただし、都市計画税は減額されません。

減額を受けるには、改修工事が完了した日から原則

として3か月以内に申告が必要です。必要な書類を持って、市役所2階30番窓口資産税課土地家屋担当（☎321-1220）か各支所税務課で申告してください。詳しくは、市ホームページ（右記）で確認するか同課へ問い合わせてください。



改修の種類と減額の内容

改修の種類	減額の期間	減額率	対象床面積(1戸当たり)	主な減額の要件
耐震	工事完了の翌年度だけ	2分の1 (認定長期優良住宅の場合は3分の2)	120㎡まで	・現行の耐震基準に適合する工事 ・改修費用が50万円を超える
バリアフリー		3分の1	100㎡まで	・高齢者や障害のある人などが居住する住宅 ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下 ・補助金を除いた自己負担額が50万円を超える
省エネ		3分の1 (認定長期優良住宅の場合は3分の2)	120㎡まで	・一定の省エネ基準に適合する工事 ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下 ・補助金を除いた自己負担額が50万円を超える

複数の改修工事を同時に行った場合、減額率が変わることがあります

認定証の申請は8月31日までに 市民税非課税の世帯の介護サービス費を軽減



いずれも、問い合わせは介護保険課（☎321-1250）へ。

施設入所時の食費と居住費の負担を軽減

市民税が非課税の世帯の人が、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などへ入所（ショートステイを含む）している場合、本人の所得状況などに応じて施設でかかる食費や居住費（滞在費）が軽減されます。費用の軽減には、認定証が必要です。

現在、認定証の交付を受けている人に、更新の通知と申請書を6月下旬に送付します。通知が届いた人は8月31日(月)までに、市役所2階26番窓口介護保険課が各支所市民福祉課へ申請してください。今回の申請で交付される認定証の有効期限は、8月1日から来年7月31日までです。

新たに認定証の交付を希望する人は、同課で申請を受け付けています。認定証の有効期限は、申請した月の1日から翌年7月31日までです。

介護サービスなどの支払いを軽減

市民税が非課税の世帯の人で、預貯金が一定の額以下などの要件に該当する人は、介護サービスに対する費用などが軽減される場合があります。要件はそれぞれ異なるので、新たに申請する人は介護保険課へ問い合わせてください。

介護施設などで利用した介護サービスの支払いを軽減

社会福祉法人が運営する介護施設などが行うサービスに対する費用や食費、居住費（滞在費）を軽減します。原則4分の1が軽減されます。

居宅サービス利用者の支払いを助成

自宅での食事や入浴の介助、日帰りのリハビリテーションなどの居宅サービスに対する費用の2分の1を助成します。ただし、月の1日から末日までにかかった介護サービス費が自己負担限度額を超えたときに超えた分を払い戻す「高額介護サービス費」制度などで軽減されている部分は対象になりません。